

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

墨田区長 山本亨

墨田区条例第11号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 66の項から69の項までの規定中「イ又は」を「イ若しくは」に改め、「存在しない場合」の次に「又はイを除く場合」を加え、同部77の項中「次のア又はイ」を「次のア、イ又はウ」に、「第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に」に、

「
　　イ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合
」

を

「
　　イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合
　　(ア) 200平方メートル未満のもの 17,700円
　　(イ) 200平方メートル以上のもの 19,100円
　　ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合
」

に、「第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は」に改め、「同項第3号に定める基準をいう」の次に「。以下同じ」を加え、

「
　　(イ) 仕様基準による場合
」

を

「

- (イ) フロア入力法
(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合
- a 300平方メートル未満のもの 33,100円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
- d 5,000平方メートル以上のもの 157,000円
- (ウ) 仕様基準による場合

」

に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を

同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の 70 の項(1)の規定により算出した額とする。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の 71 の項(1)の規定により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 20 分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第 3 条第 1 項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築

又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の72の項又は73の項の規定により算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 10 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 11 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。